

幸田町社協訪問介護事業所 重要事項説明書

(移動支援)

この重要事項説明書は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 76 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 9 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人幸田町社会福祉協議会
所 在 地	愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田 8 2 番地 4
電 話 番 号	0 5 6 4 - 6 2 - 7 1 7 1
F A X 番 号	0 5 6 4 - 6 2 - 7 2 5 4
E メ ー ル	fukushi@kotashakyo.jp
代 表 者 氏 名	会 長 天野 広子
設 立 年 月 日	昭和 5 7 年 4 月 2 3 日

2 事業所の概要

名 称	幸田町社協訪問介護事業所
所 在 地	愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田 8 2 番地 4
電 話 番 号	0 5 6 4 - 8 3 - 7 2 7 3
F A X 番 号	0 5 6 4 - 6 2 - 7 2 5 4
E メ ー ル	homon@kotashakyo.jp
管 理 者	藪田 芳秀
サービス提供責任者	尾崎 富士子、峯岸 マリ子
通常の実施地域	幸田町全域
事 業 の 目 的	幸田町社会福祉協議会が開設する幸田町社協訪問介護事業所が行う幸田町における移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な移動支援を提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動の介護を行います。サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行います。また、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事 業 所 が 行 う 他 の 業 務	指定訪問介護事業 (平成 12 年 3 月 28 日指定) 指定居宅介護事業 (平成 18 年 10 月 1 日指定) 指定同行援護事業 (平成 23 年 10 月 1 日指定) 訪問型サービス訪問介護相当事業 (平成 30 年 4 月 1 日指定)

3 事業所の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※上記営業日及び営業時間以外その他、特別な事情がある場合、管理者が必要と認めた者については、別途対応します。

4 職員の体制

職種	員数
管理者	1 人
サービス提供責任者	1 人以上
従事者	2. 5 人以上（常勤換算）

5 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの概要

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
移動支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に移動支援計画を作成します。 サービス提供は移動支援計画に基づいて行います。なお、移動支援計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（原則、6 時間以内で用務を終えるもの。） ・ 外出時の移動の介護又は介助 ・ 外出先での排泄、食事等の介護又は介助 ・ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援 ・ 外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理 移動支援の提供ができないもの（例） ①障害福祉サービス事業所等への送迎 ②通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ③通学等の通年かつ長期にわたる外出 ④医療機関への通院 ⑤官公庁への手続き（障害福祉サービスの通院等介助を利用） ⑥社会通念上適当でない外出（反社会的行為に関すること等）

(2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 サービス利用料金

提供するサービスにかかる利用料金は、幸田町障害者移動支援事業実施要綱に基づき定められます。利用者は、利用者本人の負担分としてサービス料金の 1 割（利用料）を事業者にお支払いいただきます。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、移動支援計画に位置付けられた時間数によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、福祉サービス等利用支援計画の変更の援助を行うとともに移動支援計画の見直しを行います。

※利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員によるサービス提供を行った時には金額は 2 倍になります。

(2) 利用者負担に関する月額上限

上記の提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1 割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）になっています。定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられており、1 箇月当たりのサービス利用にかかる定率負担については、所得に応じて負担上限月額が設定され、利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。負担上限月額等に関する詳細については、幸田町までお問い合わせください。

(6) その他の費用について

交通費	通常の事業実施地域以外の地区で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。 【事業者の自動車を使用した場合】 通常の実施地域を越えた地点から片道 1 0 km未満 1 5 0 円 1 0 kmを超える場合は 1 5 0 円に片道 1 km増すごとに 1 5 円ずつ加算
-----	---

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。 【前日までのご連絡の場合】キャンセル料は不要です 【前日までにご連絡のない場合】1,000円/回 (ヘルパー2名派遣の場合は2,000円/回) ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

7 利用料等の請求及び支払い方法について

サービス提供にかかる利用料金は1箇月ごとに計算し、ご請求しますので、原則として翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1箇月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

支払い方法	- 指定口座への振り込み 西尾信用金庫 幸田支店 普通 1058556 (福) 幸田町社会福祉協議会 - 利用者指定口座からの自動振替 - 現金支払い
-------	---

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定

サービス提供時に担当のヘルパーを決定します。ただし、実際の提供にあたっては、複数のヘルパーが交代してサービスを提供します。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者等に対して不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定のヘルパーを指名することはできません。

9 記録の整備

利用者等に対するサービス提供した際は、日時、内容その他必要な事項を記録します。記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者等は事業者に対して保存される記録の閲覧及び写しの交付を請求することができます。なお、記録の写しの交付に要する実費は利用者負担となります。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 秘密の保持

管理者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、事業者は管理者及び従業者であった者に業務上で知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容としています。

(2) 個人情報の保護

事業者は利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等使用する等、他のサービス事業者等に利用者等の個人情報を提供しません。事業者は、利用者等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理します。

11 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、幸田町、利用者の家族、利用者に係る相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	社協の保険
補償の概要	感染症・賠償補償・傷害補償

13 苦情の受付窓口

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービスの内容等のご相談窓口

苦情受付担当者	サービス提供責任者 尾崎 富士子、峯岸 マリ子
苦情解決責任者	藪田 芳秀
受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。当事業所への苦情やご意見は、第三者委員に相談することもできます。

第三者委員：氏名 小野 伸之 連絡先 0564-62-1323

第三者委員：氏名 安藤 達也 連絡先 0564-72-8320

(3) 行政機関その他苦情受付機関

幸田町健康福祉部 福祉課福祉グループ	所 在 地 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 電 話 番 号 0564-62-1111(代) FAX番号 0564-56-6218 受 付 時 間 月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局	所 在 地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電 話 番 号 052-212-5515 FAX番号 052-212-5514 受 付 時 間 月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。) 午前9時から午後5時まで

14 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を設置しています。

虐待防止に関する責任者：事務局長 藪田芳秀

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的実施しています。
- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ・虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者：サービス提供責任者 尾崎 富士子、峯岸 マリ子

15 第三者評価の実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

年 月 日

上記内容のとおり、利用者に説明を行いました。

事業所名 幸田町社協訪問介護事業所

管理者名 藪田 芳秀

説明者職氏名 サービス提供責任者 尾崎 富士子

上記内容の説明を事業者から確かに受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏 名

代理人 氏 名

続 柄